

5 財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月法律第944号)に定められた四つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)については、表5-1のとおりです。

荒川区における指標は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

<表5-1 財政健全化指標>

区分	平成25年度		平成26年度	
	比率	荒川区における 早期健全化基準	比率	荒川区における 早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25%	-	11.25%
連結実質赤字比率	-	16.25%	-	16.25%
実質公債費比率	0.1%	25.0%	-0.1%	25.0%
将来負担比率	-	350.0%	-	350.0%

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、記載は「—」としています。

※ 将来負担比率は数値がマイナスのため、記載は「—」としています。

6 まとめ

以下では、これまで述べてきた荒川区普通会計の財政状況について、①健全性の観点及び②区民サービスの観点から総括します。

① 健全性の観点

平成 26 年度において、荒川区の行政経営が持続可能な状況にあるか、将来の区民のための備えが十分にあるかといった、健全性の観点からみると、次のとおりです。

- 将来世代の負担となる負債の額については、地方債は新規発行により地方債残高が 10 億円増加しましたが、将来の退職に備えた退職手当引当金残高が 12 億円減少したことなどにより、前年度に対して負債総額では2億円減少しています。このため、将来世代への負担は減少しています。
- 荒川区の純資産変動計算書によると、純資産の額は、前年度に対して 38 億円増加しています。行政サービスの提供に要した荒川区の純経常行政コスト 753 億円を賄う財源は、財源調達の総額 791 億円から公共資産整備の財源となる建設補助金 12 億円を除いた 779 億円となりました。そのため、純経常行政コストを経常的な財源調達により、賄われていることがわかります。
- 資金収支計算書に注記されている基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、11 億円のプラスになっています。
- 健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、実質公債費比率は平成 25 年度から 0.2 ポイント減の-0.1%、将来負担比率についても数値がマイナスとなっています。いずれの指標についても早期健全化基準を大きく下回る結果となっており、健全な財政運営が行われています。

② 区民サービスの観点

ハード面(資産)とソフト面(コスト)から、区民サービスを分析すると次のとおりです。

- 資産の主な増加の内訳をみるとことにより、荒川区がどのような分野に注力して、区民サービスの向上を目指しているのかが分かります。平成 26 年度における主な資産の増加は、荒川二丁目複合施設の整備(25 億円)や区民会館の大規模改修(10 億円)であり、子育てや教育環境の整備、文化振興を積極的に進めていることが分かります。
- 行政コストの主な内訳をみるとことでも、同様に、荒川区がどのような分野に注力しているのかが分かります。平成 26 年度における主な行政コストは、「教育」分野における物件費や、「福祉」「子育て支援」分野における扶助費等の社会保障給付であり、学校教育の充実や高齢者福祉、子育て世帯の支援等の事業を積極的に進めていることが分かります。

7 今後の取組

荒川区では、財務書類の作成に用いる会計基準の選択にあたり、多くの自治体が採用し比較可能性が高いと見込まれた総務省方式改訂モデルを採用しました。

同モデルの導入により、いち早く財務情報の開示を行うことで、説明責任の向上を図るとともに、職員の公会計改革に対する意識向上に寄与するなどの成果がありました。

一方で、既存の決算統計情報を活用して作成することを許容しているモデルであるため、取引情報が個別に複式仕訳されていないことや、固定資産台帳の段階的整備が認められているため、台帳整備が進んでいない場合には決算統計区分に基づく固定資産計上に留まるといった課題もありました。

また、現在、地方公共団体における財務書類の作成方法は、総務省方式改訂モデルのほか、総務省方
式基準モデル、東京都方式や大阪府方式など、様々なモデルが並立しています。

こうしたなか、平成 26 年 4 月に総務省から公表された、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」には、財務書類の新たな統一基準に加え、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入の必要性について示されています。

荒川区では、こうした動きに先立ち、日々仕訳による本格的な複式簿記を導入し、会計別、事業別など様々な区分での財務分析が可能となる、東京都方式に移行することとしました。現在は平成 28 年度からの稼働に向け、会計基準の見直しや固定資産台帳の整備、システムの改修等を進めています。

なお、総務省が示した新たな統一基準による財務書類の作成については、東京都方式による財務書類を作成したうえで、組替えにより対応する予定です。

